秋田市告示第263号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月5日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受ける者の住所および氏名 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和7年度固定資産税納税通知書